

公立佐賀中央病院売店運営事業仕様書

1. 目的

本仕様書は、公立佐賀中央病院が行う売店・入院セット・自販機設置運営管理の内容、基準等について、必要な事項を規定したものである。本仕様書において公立佐賀中央病院「甲」、事業者「乙」という。

2. 事業の名称

公立佐賀中央病院売店運営事業

3. 事業の履行場所

施設名：公立佐賀中央病院

所在地：佐賀県多久市東多久町大字別府3562番

(1) 施設概要

敷地面積 25,199平方メートル

延床面積 12,028平方メートル

(2) 標榜診療科

内科、消化器内科、呼吸器内科、肝胆脾内科、糖尿病内科、循環器内科、脳神経内科、腎臓内科、リウマチ・膠原病科、外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科
産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科

(3) 診療機能

保険医療機関・保険医療機関制度取扱・救急告示病院・労災保険指定医療機関・災害拠点病院

(4) 病床数140床（一般病床95床（うち地域包括ケア病床20床）、療養病床45床）

4. 契約形態

契約期間 契約締結日から令和17年3月31日まで

履行期間 令和7年7月1日から令和17年3月31日まで

賃借期間の更新は行わない。ただし、再契約は妨げないものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。

- (1) 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
- (2) 使用条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 公募資格の虚偽、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

5. 事業者の条件

- (1) 単独事業者、複数の事業者で構成する事業体のいずれも可能とする。
- (2) 単独事業者の場合には、利便サービス運営の一部を、事業者以外の者に実施させることができるものとする。
- (3) 複数の事業者で構成する事業体の場合には、構成する事業者の中から代表事業者を定め、当

該代表事業者が契約の履行全般に係る責務を負うものとする。

6. 営業日及び営業時間

(1) 営業日は平日の営業を必須とし、土日、祝日及び年末年始の営業は提案を基に甲乙協議の上、決定する。

(2) 平日営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

7. 営業内容等

(1) 売店

ア 提供場所 1階ロビー「売店スペース」「売店倉庫」(別紙1)

イ 貸付面積

区 分	場 所	面 積
売店	新病院1階	59.26 m ²
売店倉庫	新病院1階	7.77 m ²

※ただし、貸付面積は概算

ウ 運営条件

- ① 品揃え、販売価格は、提案を基に協議して決定する。また、入院時に必要となる日用品、介護用品等で病院が指定する物品の販売についても協議するものとする。
- ② 利便サービスについては提案により許可されたものとする。また、実施についても詳細について協議する。
- ③ 提供場所及び新病院の敷地内への灰皿、喫煙所の設置は禁止する。
- ④ 提供場所の清掃は、事業者において実施する。
- ⑤ 光熱水費は実費を徴収する。光熱水費算定のためのメーターは乙が設置する。
- ⑥ サービス提供に必要な手続きは乙が行う。また、サービス提供に必要な什器・備品関係の整備はすべての費用を乙が負担する。
- ⑦ 食品関係
清涼飲料水、菓子類、弁当、おにぎり、パン、インスタント食品等
- ⑧ 雑誌関係
新聞、週刊誌、一般書籍、健康関連書籍、コミック誌等
(青少年の健全な育成を阻害する図書等の販売は慎むこと)
- ⑨ 生活雑貨品関係
身の回り品、文房具、医療用消耗品、介護用品、衛生用品、病院が指定する入院等関連商品、衣料品等
- ⑩ その他病院側が指定する物品(切手、イヤホン等)
- ⑪ 販売禁止商品
酒類、たばこ、公序良俗に反するもの

(2) 自動販売機

別紙2のとおりとする。また、転倒防止やゴミ箱の設置、設置箇所周辺の清掃等必要な処置を行うこと。

(3) 入院セット

- ア 提供セットについては別紙3を参考に提案すること
- イ 料金についてはセット毎に日額を設定すること。
- ウ 患者と乙が直接契約を行い、利用料金の請求についても乙が患者に直接請求を行うこと。

(4) その他

- ア 病院売店に必要な機器、什器備品等を乙が用意すること。
- イ 病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生の実現を図るため、運営・取扱品目・商品割引等について病院と必要に応じて協議すること。
- ウ 営業に必要な各種法令に基づく許認可などは乙が取得すること。
- エ 公共料金等支払いシステムを備えること。
- オ 営業許可を受けた部分について、他の者へ譲渡及び転貸しないこと。但し、第三者に営業を委託しようとする場合において、あらかじめ市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- カ 従業員の駐車場は病院から指定された場所を使用すること。
- キ 看板及び自販機等の色彩及び配置などは病院と協議し、病院内他施設との一体性を保つこと。
- ク 商品等の搬入時間及び経路は甲の指示に従うこと。
- ケ 従業員の接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供を行うこと。
- コ 売店等に係る苦情等については、乙が責任をもって適切に対応すること。
- サ 営業条件等について改善すべき事由が生じた場合は甲と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

8. 維持管理責任

- ア 店舗内設備(甲が用意する部分を除く)の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として乙の負担とすること。
- イ 自動販売機の維持管理、商品補充、金銭管理等は乙が行うこと。
- ウ 店舗内及び自動販売機とその周辺の清掃及び消毒は乙が行うこと。
- エ 廃棄物の処理(保管・搬出・処分等)は乙が行うこと。また、自動販売機周辺に空き缶・空きボトル等の回収ボックスを設置し、責任をもって回収・処分すること。
- オ 関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底すること。

9. 契約形態、事業者の条件等

(1) 賃貸借料の額

賃貸借料は、甲乙協議の上決定する。

(2) 事業者の条件

ア 単独事業者、複数の事業者で構成する事業体のいずれも可能とする。

イ 単独事業者の場合には、利便サービス運営の一部を、乙以外の者に実施させることができるものとする。

ウ 複数の事業者で構成する事業体の場合には、構成する事業者の中から代表事業者を定め当該代表事業者が契約の履行全般に係る責務を負うものとする。

(3) 施設使用形態

乙は、病院施設の一部を建物賃借契約にて使用する。契約内容等については甲乙協議の上決定する

(4) 実績報告

乙は、毎月別に指定する日までに月の売上実績を甲に書面をもって報告すること。

(5) その他必要経費等

ア 建築内装工事及び設備機器工事等

甲が用意する設備機器等以外の設備等設置費及び店舗内の給排水設備等工事費は、乙の負担とする。また、乙の都合による内装等の変更については、甲と協議のうえ行うことができるが工事費用は乙の負担とする。

イ 光熱水費

売店及び自動販売機に係る光熱水費の実費は乙の負担とし、毎月甲へ納入すること。

ウ 振込手数料

使用料等の振込手数料は乙の負担とする。

10. 損害賠償等

ア 乙は、その責に帰すべき理由により使用物件及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を甲に損害賠償として支払うこと。ただし、乙の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 前記アに定める場合のほか事業者は、募集要項に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を甲に損害賠償額として支払うこと。

ウ 第三者に生じた事故が甲の責に帰さない事由による場合は、乙がこれを補償すること。

エ 地震等の災害により、店舗用区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、店舗整備範囲に応じ、甲又は乙が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は甲乙協議の上決定する。

オ 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じて内容を甲に報告すること。なお、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して甲は一切の責任を負わないこととする。

11. その他条件

ア 契約条件等に違反があった場合は、契約期間にかかわらず、甲が指定する日をもって契

約を解除するものとする。また、甲が営業について指導したにもかかわらず、一向に改善されない場合は契約を解除する場合がある。

イ 乙の事情により契約を解除する時は、原則 6 か月前に甲に報告すること。

ウ 電気機器の設置及び更新は、事前に甲に届出し、許可を得なければならない。ショーケース等はできる限り低発熱型の省エネ機器とすること。

エ 乙は、営業に必要な各種法令に基づく許認可をあらかじめ取得すること。

オ 食中毒、障害等の事故が起こらないよう万全の注意をもって営業すること。万一事故が起きた場合は、乙の責任において対応し、甲に報告し必要な補償等を行うこと。

カ 乙は責任者を任命し配置すること。

キ 緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を甲に提出すること。

ク 従業員は、病院内では制服を着用し、名札を着用すること。また、定期的な健康診断の受診、インフルエンザ等予防接種など、甲の指示に従わなければならない。

ケ 売店運営者及び従業員は、業務上知り得た利用者の個人情報等を第三者に漏洩してはならない。このことは契約終了後も遵守しなければならない。

コ 施設は善良な意思をもって管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。また、無断で改修、模様替え等を行ってはならない。

サ 甲の実施する防災訓練、法令年次点検、施設修繕等に協力すること。

シ 災害等により停電や断水、インターネット回線の停止等により生じた直接的、間接的損害について、甲は一切補償しないものとする。

ス 乙は、毎年度末に収支、利用者数等の経営状況を甲に報告しなければならない。

セ 乙は大規模災害時における物資の提供等、災害時における協定を甲と締結すること。

ソ 本仕様書に定めるもののほか、運営に際し必要な事項が生じた場合は、甲と協議し、その指示に従うこと。